

仕様書の内容等に対する質問及び回答

業務名：樹木診断業務（その１～３）、樹木診断及びGISデータ作成業務（その１～４）、
路傍樹診断業務

質 問	回 答
各業務仕様書の「4. 特記仕様書 (1) 樹木の診断は樹木医の資格を有するものが行うこと」について、樹木医の指導のもと、樹木診断の知識を持つ調査員が診断カルテを記載してもよいでしょうか。	樹木の診断は樹木医の資格を有するものが実施してください（診断カルテ作成も含む）。 （回答日 令和4年4月22日）

※ 質問内容は、趣旨を損なわない範囲で修正・要約することがあります。